

平成31年3月5日

新ひだか町議会議長 福嶋 尚人様

新ひだか町議会運営委員会
委員長 池田 一也

委員会調査報告書

本委員会は、議会改革につき調査を実施したので、その結果を会議規則第77条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 調査事件 議会改革に関する調査・研究
- 2 調査の概要 別添「議会運営委員会調査報告書」のとおり
- 3 調査の経過 別添「議会運営委員会調査報告書」のとおり

議会運営委員会調査報告書
— 議会改革に関する調査・研究 —

平成 31 年 3 月

議会運営委員会

議会運営委員会調査報告書

1 調査研究の目的

新ひだか町議会は、地方分権等、社会状況の変化に即した議会であるためには、どのような改革が必要であるかを真摯に検討するため、平成25年7月に議会改革骨子をまとめたところである。

当該調査は、議会改革骨子に定めた基本理念である『町民が参加できる開かれた議会を目指して』の実現を目的に実施した。

2 調査の期間

平成30年7月1日から平成31年3月4日

3 重点調査項目

- (1) 議会（委員会）の機能強化への取組みについて
- (2) 通年議会について
- (3) 議会モニター制度について
- (4) 議会単独ホームページの開設について
- (5) 常任委員会の見える化（中継）について
- (6) 議長交際費について

4 調査の経過等

(1) 会議開催等の経過

回数	開催日	調査事項等
第1回	平成30年 7月 2日	(1) 調査内容、調査期間、調査方法等の決定 (2) 本年度調査・研究テーマの決定
第2回	8月 1日	(1) 通年議会について (2) 議会モニター制度について (3) 議会報告会の開催について
第3回	9月 3日	(1) 議会単独ホームページの開設について (2) 常任委員会の公開等について
—	8月 8日 ～ 9月 7日	「通年議会」に関するアンケート調査実施 対象：福島町議会 他8議会

第4回	10月 1日	(1) 通年議会の導入について(アンケート調査結果) (2) 常任委員会のあり方について (3) 議会報告会の開催について	
第5回	11月 2日	(1) 常任委員会のあり方について (2) 議会報告会の開催について	
—	11月 6日	議会改革勉強会	
第6回	11月 26日	(1) 常任委員会のあり方について	
第7回	12月 3日	(1) 常任委員会のあり方について (2) 議会報告会の開催について (3) 議長交際費の見直しについて	
—	12月 20日	議会改革勉強会	
		町に対し政策提言書を提出	
第8回	平成31年 1月 9日	(1) 常任委員会のあり方について (2) 議会報告会の開催について (3) 所管事務調査報告書の作成について	
第9回	2月 4日	(1) 議会報告会の開催について (2) 議会改革勉強会の開催について (3) 所管事務調査報告書の作成について	
—	2月 14日～ 15日	議会報告会	静内地区 27名参加 三石地区 5名参加
	2月 22日	議会改革勉強会	
第10回	3月 4日	所管事務調査報告書まとめ	

5 調査結果等

(1) 議会（委員会）の権能強化への取組みについて

① 調査の趣旨等

平成25年度にまとめた「新ひだか町議会改革骨子」において、中期課題として、議会の責務を果たすためには、議会の政策形成機能の充実を図り、議会・委員会による政策提言の実施について検討すべき項目としたものである。

② 調査の視点

常任委員会の権限である所管事務調査の積極的な実施と、調査結果を政策提言へと結びつける仕組みづくりについて調査を行った。

③ 調査結果

政策提言を行う仕組みとして「常任委員会における政策形成サイクル」を策定した。

その結果、常任委員会の所管事務調査を経て、議会として3項目の政策提案を町に対し実施した。

（参考）

常任委員会	提言項目
総務文教常任委員会	効果的な防災行政無線の整備について
厚生経済常任委員会	特定健診受診率の向上に向けた取組みの強化について
	ピュアの利活用と中心市街地の活性化について

④ 調査資料等

資料1 「議会（委員会）の権能強化への取組みに係る資料」
(政策形成サイクル)

(2) 通年議会について

① 調査の趣旨等

通年議会導入の検討は、平成25年度にまとめた「新ひだか町議会改革骨子」において、長期課題として議会権能の強化を図るために取組みとして検討すべき項目としたものである。

② 調査の視点

既に通年議会及び会期の通年化を導入している道内の議会の事例についてアンケート調査を行い、導入のメリット・デメリットなどを検証し、本町議会への導入の必要性等について調査を行った。

③ 調査結果

常任委員会の見える化、常任委員会のあり方の検討を優先して行うこととしたため当該調査については保留とした。

④ 調査資料等

資料 2 「通年議会の導入に係る調査資料」

(3) 議会モニター制度について

① 調査の趣旨等

議会モニター制度導入の検討は、平成 25 年度にまとめた「新ひだか町議会改革骨子」において、短期課題として親しまれる議会の推進を図るための取組みとして検討すべき項目としたものである。

② 調査の視点

議会モニター、議会アドバイザー制度についての理解を深めるとともに、既に導入している議会の事例調査を行い、導入のメリット・デメリットなどを検証し、本町議会への導入の必要性等について調査を行った。

③ 調査結果

常任委員会の見える化、常任委員会のあり方の検討を優先して行うこととしたため当該調査については保留とした。

④ 調査資料等

資料 3 「議会モニター制度の導入に係る調査資料」

(4) 議会単独ホームページの開設に関する調査

① 調査の趣旨等

議会単独ホームページの開設については、平成 25 年度にまとめた「新ひだか町議会改革骨子」において中期課題として開かれた議会の推進のための取組みとして検討すべき項目としたものである。

② 調査の視点

調査は、現状の議会ホームページの内容、更新の手続き、開設に要している経費等を踏まえ調査を行った。

③ 調査結果

当町のホームページは、ユニバーサルデザインに対応し、また多言語対応となっており、目や耳に障がいがある方や外国人の利用に配慮したものであることや検索も容易にできる現状であることなどを踏まえ、これらの環境を備えた新たな議会単独ホームページを開設することは、経費面や運用面からその必要性、緊急性が認められないことから、現状のまま運用することとする。

④ 調査資料等

資料4 「議会単独HPの開設に係る調査資料」

(5) 常任委員会の見える化の推進について

① 調査の趣旨等

平成25年度にまとめた「新ひだか町議会改革骨子」において、開かれた議会への取組みについては、短期課題として取組むべきとした項目である。

本町においては既に、本会議のインターネット中継を実施しているが、政策等の決定過程を明らかにし開かれた議会を推進するため、常任委員会のインターネット中継の実施について調査を行うこととしたものである。

② 調査の視点

調査は、現状の議会運営、常任委員会の活動等について検証を行い、中継を行うための環境や常任委員会に求められる役割と与えられた権限を行使し、開かれた議会を実現するための仕組みの構築について調査を行った。

③ 調査結果

議会・常任委員会の見える化の推進のためには、町の政策や各種事業の決定に至る審議の過程を明らかにすることが重要である。

そのためには、常任委員会の役割りと権限が十分に発揮できる議会・常任委員会運営に努めることが求められており、今回の調査に基づく議

会・常任委員会の運営について平成31年度から導入し、より一層の議会の見える化の推進に努める。

また、常任委員会のインターネット中継については、委員会の性格などを踏まえ、これまでどおり委員長の許可制により傍聴を可能とし、当分の間、常任委員会のインターネット中継は行わないこととする。

④ 検討資料等

資料5 「常任委員会の見える化の推進に係る調査資料」

(6) 議長交際費について

① 調査の趣旨等

議長交際費については、平成25年度にまとめた「新ひだか町議会改革骨子」において取り組むべき項目とされていない事項であるが、議長交際費の執行については執行基準が定められていない状況にあることから、信頼される議会の取組みと位置づけ、調査を行うこととした。

② 調査の視点

町長交際費等執行基準との整合性は図られているか、議長交際費の執行が社会通念上適切であるかなどの視点で調査を行った。

③ 調査結果

町長交際費執行基準との整合性を図ることとし、議長交際費執行基準を作成した。なお、交際費の執行の内容等について明らかにするため、その使途について公開することとした。

④ 調査資料等

資料6 「議長交際費の見直しに係る調査資料」

6 その他 取り組んだ改革

ア. 「開かれた議会」

年	月	内 容
30	3	報道機関の議場内の写真撮影を許可
	6	議会公式フェイスブックの開設
	8	議会白書の発行

イ. 「親しまれる議会」

年	月	内 容
31	1	成人式会場において、新成人を対象に議会への関心度などについてのアンケート調査を実施した。
	2	議会報告会「議会改革の取組」開催（議会運営委員会主管）意見交換テーマ「議員のなり手不足を考える」

ウ. 「信頼される議会」

年	月	内 容
30	9	本会議の円滑かつ適切な運営を行うため、「議会運営チェックリスト」を導入し、本会議後の議会運営委員会において振り返りを行うこととした。
	12	議長交際費の見直しを行うとともに、平成31年4月からその使途を公開することとした。

エ. 「政策立案に関わる議会」

年	月	内 容
30	12	町に対し議会政策提言書を提出
		JR日高線に関する議会の見解を町に提出

オ. 「議員の資質向上」

年	月	内 容
30	5	議員研修会の開催
	6	一般質問の対面方式を試行導入
	11	議会改革議員勉強会の開催
	12	議会改革議員勉強会の開催
	12	(再掲) 町に対し議会政策提言書を提出

調查報告書資料

資料 1

「議会（委員会）の機能強化への取組みに係る調査資料」

～ 常任委員会と政策形成のための検討～

平成 25 年に作成した「議会改革骨子」において、議会・委員会による政策提言及び提案、政策研究会の設置による「政策立案に関わる議会」を中期的課題として掲げている。

前議会運営委員会による議会改革の調査・検討において、平成 29 年 12 月に「常任委員会と政策形成のための検討」について調査が行われ、仕組みの構築について新議会での継続協議とすべきとの報告が行われた。

また、先の正副議長・正副委員長会議において、仕組みの導入を前提に協議することが確認されたことから、以下、検討の進め方の例を示す。

(議会運営委員会)

1. 重点調査項目の抽出の例

- ア 総合計画（基本計画・実施計画）から、個別事業を抽出する方法
- イ 予算書に記載されている事業目を単位として抽出する方法
- ウ 当該年度に実施が予定されている個別事業を単位として抽出する方法
- エ 町民との意見交換会を開催し、そこで出された意見・要望等に基づき、事業を抽出する方法
- オ 上記以外で、町政運営上の課題、将来にわたるまちづくりへの課題への対応について、委員会としてテーマを設けて調査を行う方法

(共通) 重点項目事業とした理由を明らかにする必要がある。

2. 重点調査項目決定後の手続き

会議規則第 73 条に規定する通知を議長に対し行う。

3. 重点調査項目抽出の時期

新年度予算編成時期に合わせ、政策提案を行うことができるのが効果的と考えます。このため、調査のまとめ（政策検討）を 11 月に完了させることが必要である。（作業は 10 月から）

調査期間を 3 か月とした場合、7 月には第 1 回の調査を行う必要がありますので、それまでの間で、できれば 6 月定例会ごろまでには事業の重点項目の抽出を行うことが望まれる。

4. 重点調査の基本的な進め方

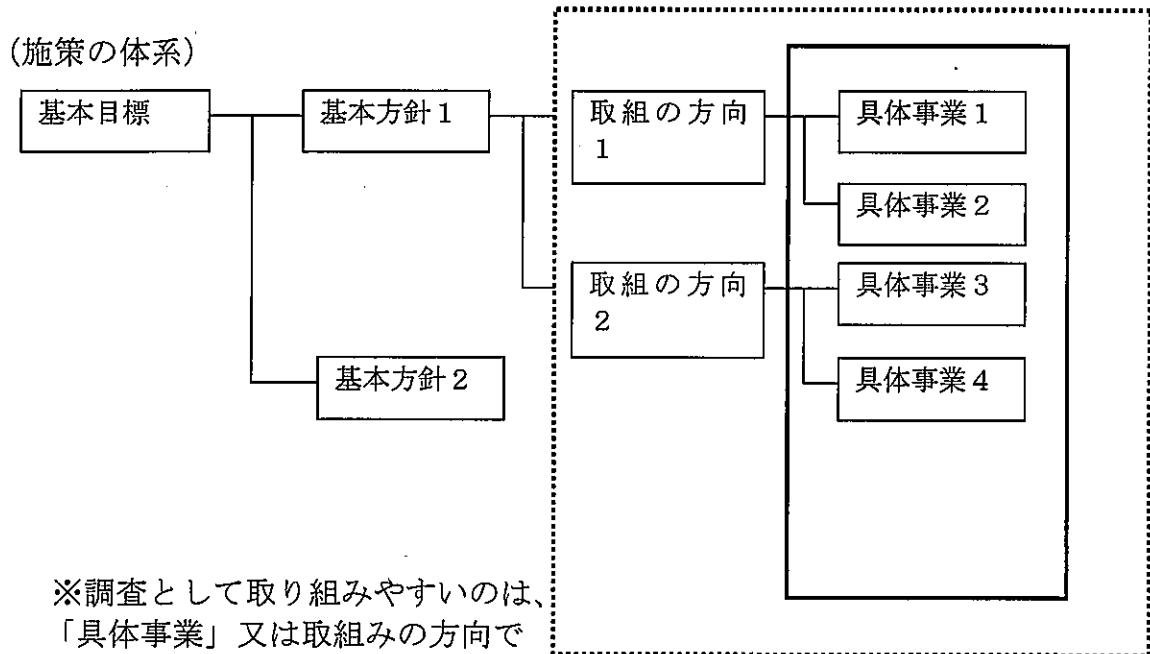
重点調査項目が決定した後は、所管の部及び課から、当該事業の現状や所管課（部）としての評価、今後の方向性などについてヒアリングを行うこととする。

その後、先進地への視察又は資料収集などをを行い、複数回にわたって当該事業の調査を行い、調査結果（委員会調査報告書）を議長に提出する。

議長は、提出された報告書について町に政策提案すべきか否かを議運に諮り、提案すべきと決定した場合は、町に対し政策提案を行う。

5. 重点調査項目を抽出する場合の留意点

「調査」は、単に実態や実状を確認するだけでなく、問題点に対する改善策と対応策を結論づけることが目的であることから、できるだけ具体的な項目とするのが適当である。



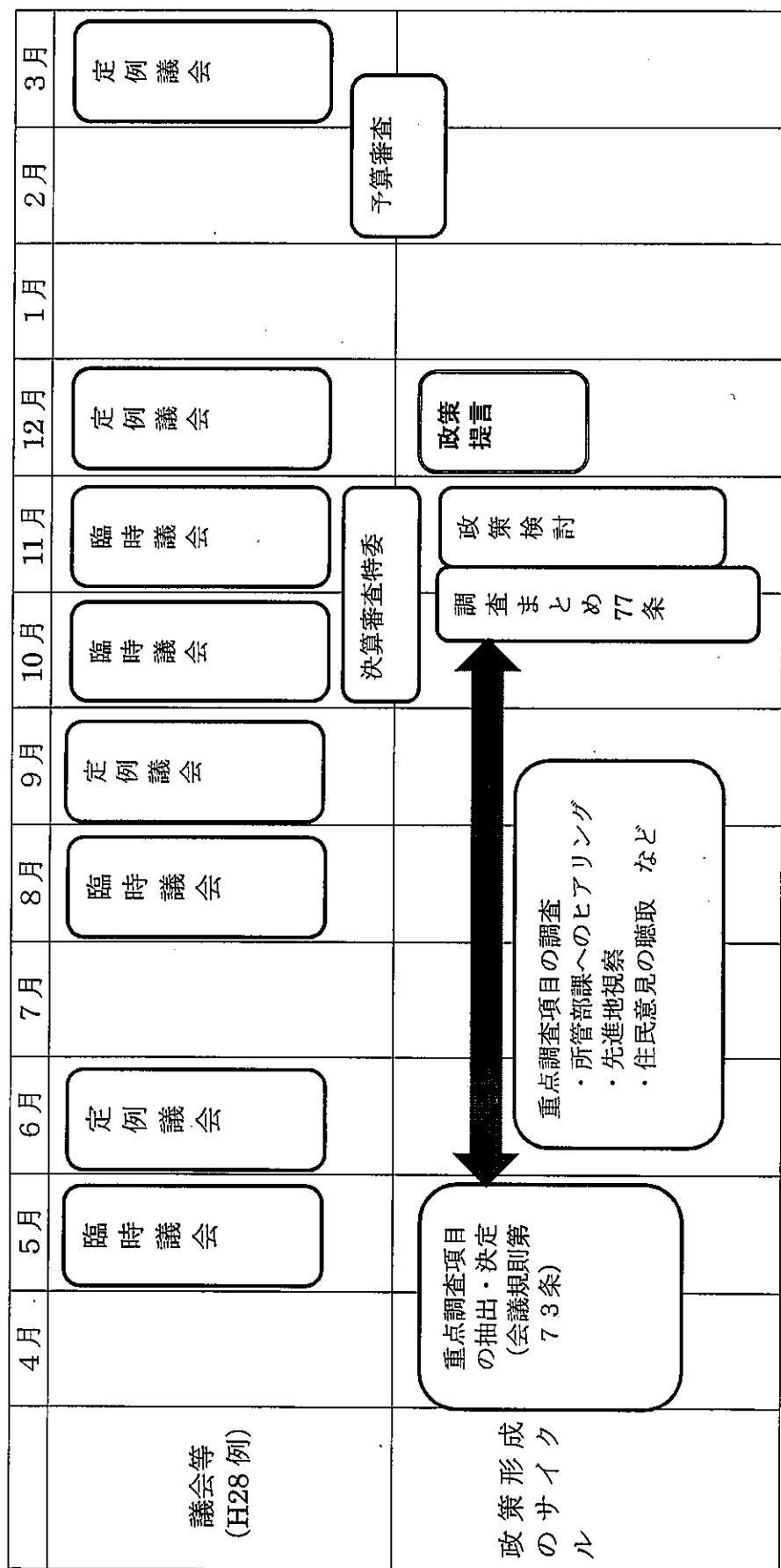
※調査として取り組みやすいのは、「具体事業」又は取組みの方向であるが、仕組みが成熟するまでは「具体事業」とすることが望ましいと考える。

6. 初年度（平成30年度）の進め方の例

当該仕組みは、今年度1年をかけて「重点調査項目」の抽出の方法等について、委員会で協議することが望ましい。

今年度は、常任委員会の視察研修が予定されており、これまでにも研修終了後には「委員会報告書」を作成していることなどを踏まえ、仕組み構築の導入年度として捉え、視察研修先を見据えた重点調査項目を抽出することが比較的、取り組みやすいと考える。

議会による政策形成サイクル



資料 2

「通年議会の導入に係る調査資料」

1. 通年議会

(1) 会期の通年化と通年議会

地方議会で、定例会の会期を1年として閉会期間をなくし、必要に応じて本会議・委員会を開けるようにする制度。

地方自治法第102条第2項で「毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。」とされているが、平成16年の法改正により、回数制限が撤廃され、回数は、条例で自由に規定することができるようになった。さらに、平成24年の法改正により、地方公共団体の議会は、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができます（法102条の2第1項）として、議会運営の選択肢を広げることとなった。

(2) 道内自治体の導入状況（H28.4.1現在）

① 法第102条第2項の定例会を年1回とする議会（通年議会）

市町村名	導入時期
根室市	H25.9.15
福島町	H21.4.1
利尻富士町	H26.3.1
豊浦町	H22.12.20
白老町	H20.6.1
芽室町	H25.4.1
池田町	H25.4.1

② 法第102条の2第1項による通年会期を導入している議会（会期の通年化）

市町村名	導入時期
森町	H23.1.1
洞爺湖町	H26.5.1
日高町	H25.1.1.

③ 「通年議会」と「会期の通年化」の相違点

ア. 通年議会（法第102条第2項）

会期の回数によって、制限されていた議会活動を解消する目的から、会期の回数を年1～2回とし、会期の長さを1年間として運用する方法である。

1月から12月まで（他に4月から3月まで、5月から4月までの設定もある。）を会期設定し、1月に本会議を招集し、従来の定例会年4回制時の本会議開催時期である3月、6月、9月及び12月を定例月とし、本会議を再開のうえ、議案審議、一般質問等を行う。1月及び定例会議・臨時会議以外の期間は休会とし、常任委員会の所管事項調査等を中心に活動する制度。

通年議会は、年4回の定例会議の日程をベースとするケースが多く、議案審議や一般質問等に係る議事運営の大幅な変更はないとされる。

イ. 会期の通年化（法第102条の2第1項）

法改正伴う会期設定方法は、特定の日から翌年の当該日の前日までを会期とし、定期的に本会議を開く日（定例日）を設定するものである。

会期の通年化は、これまでの運用による通年議会と形態を同じくするものの、定例日以外は年間の議事予定を自由に組み立てることができ、夜間や休日の開催等の柔軟な議事運営が容易になる。

（参考）

102条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

102条の2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができます。

（参考）

《会期とは》

議会は、執行機関と異なり、常時開かれて活動するものではなく、町村長の招集によって議員の定数の半数以上の者が議場に出席して議会活動が始まり、一定の期間が過ぎると活動を終わるもので、この期間を「会期」という。

このように会期とは、議会が法律上活動できる期間である。

(3) - 1 会期を長くすることによる一般的なメリット・デメリット

① メリット

- ・災害時の突発的な事件や緊急の行政課題等が発生した場合、招集手続きを経ずに議長の権限で速やかに本会議を開催し、避難及び復旧予算措置等の対応が可能となる。
- ・委員会の所管事務調査を隨時に、時機を逸することなく詳細にわたり対処でき、委員会活動を充実させることができる。
- ・閉会中の期間がなくなるため、専決処分を極力少なくし、議会で審議することが可能である。

② デメリット

- ・本会議、委員会等の開催経費の増加が予想される。
- ・急遽開催することとした場合、定足数に達しないことがある場合が予想される。
- ・執行機関の行政能率に影響を及ぼす場合がある。
- ・多忙となることが予想され、地域での議員活動等の時間が縮小されることが懸念される。
- ・執行機関の行事予定が立てにくくなる懸念がある。

(3) - 2 通年議会のメリット（効果）とデメリット（反対論）

効 果	反 対 論
①町の招集でなく、議長権限により本会議を招集できる。	①議会が臨時会の招集を求めたことはない。仮に、議会が招集を求めた場合、長がそれを拒否することは想定できない。
②十分な審査時間が確保され、監視機能、政策立案機能等の議会機能の強化と議会運営の充実・活性化が図られる。	②弾力的な運営が難しく、執行部のスケジュールを縛り、行政事務や住民サービスの低下を招く。
③専決処分がなくなる。	③乱発されている状況はない。
④緊急案件に迅速に対応でき、特に自然災害時などの緊急時に迅速に活動できる。	
⑤通年議会の導入により、議員が1年中活動していることを町民に知ってもらえる。	⑤地域活動が制約される心配がある。
⑥委員会活動が充実する。案件の審査がいつでもできるようになる。	⑥委員会の継続審査、臨時会の招集請求の方法がある。

(4) 条例でみる制度の相違

	地方自治法第 102 条		地方自治法第 102 条の 2 第 1 項
	従来型	平成 16 年法改正適用型	平成 24 年法改正適用型
「町議会定例会条例」 新ひだか町 条例等	新ひだか町 芽室町 「議会運営基準」 2 定例会は、年 4 回とし、3 月、 6 月、9 月及び 12 月に招集さ れるのが通例である。	芽室町議会議事規則 第 5 条 定例会の会期は、5 月から 4 月までの通年とする。ただし、この 議会の解散があった場合は、この 限りでない。	日高町 「日高町議会の会期等に関する 条例」 第 1 条 地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の規定に基づき、日 高町議会の会期は、1 月 1 日 から翌年の当該日の前日まで とする。
		第 6 条 定例会は年 1 回とする。た だし、議会の解散があった場合は、 この限りでない。	第 2 条 法第 102 条の 2 第 6 項 に定める定期的に会議を開く 日は、3 月、6 月、9 月及び 12 月の第 2 水曜日並びにこれ に引き続く木曜日及び金曜日 とする。 2 (以下 略)
		第 7 条 本会議は、6 月、9 月、12 月及び 3 月に定例会議として再開 する。ただし、緊急に議案等の審 議が必要な場合は、その都度臨時 会議として本会議を再開する。	

通年議会に関するアンケート調査結果まとめ

1. 調査対象団体

(1) 地方自治法第102条第2項適用団体

団体名	白老町	福島町	豊浦町	芽室町	池田町	利尻富士町
導入時期	H20.6.1	H21.4.1	H22.12.20	H25.4.1	H25.4.1	H26.3.1

(2) 地方自治法第102条の2第1項適用団体

団体名	森町	日高町	洞爺湖町
導入時期	H23.1.1	H25.1.1	H26.5.1

2. 議員定数と在籍議員数、事務局員

	議員数		事務 局員
	定数	在籍数	
白老町	14	14	4
福島町	10	9	4
豊浦町	8	8	2
芽室町	16	16	4
池田町	12	11	3
利尻富士町	9	9	2
森町	16	16	3
洞爺湖町	14	14	3
日高町	15	15	3

3. 通年議会の根拠
(1) 地方自治法第102条第2項適用団体

白老町	福島町	豊浦町	芽室町	池田町	利尻富士町
<ul style="list-style-type: none"> 議会の活動能力のない閉会 中の期間をなくし、議会が主導的・機能的に活動し、チエック機能により充実強化を図ることなどが可能。 災害時の緊急対応や発行政課題に議会を開くことが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 導入時点では、法第102条の2第1項の規定が施行されていなかつた。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会議員の構成を住民構成と近づける選挙立候補者の拡大の観点から選択した。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正自治法によるものは、改正例以外は年間の議事予定を自由に組み立てることができ、夜間や休日の開催等の柔軟な議事運営が容易となるが、定例会の年4回制時と異なる議事予定を組んだ場合、議案審議や一般質問等に係る議事運営の変更の必要が予想されるなどのことから、議案審議や一般質問等に係る議事運営の大幅な変更のない法第102条第2項を選択した。 	<ul style="list-style-type: none"> 町長の業務日程が不確定な状況にあり、かつ柔軟に日程設定ができるとの観点から採用した。 	<ul style="list-style-type: none"> —

(2) 地方自治法第102条の2第1項適用団体

森町	洞爺湖町	日高町
<ul style="list-style-type: none"> 改正自治法が施行された時には、第102条の規定による運用を行っていたが、改正自治法施行に合わせて新たに採用した。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年3月から12月まで通年議会を試行していたが、試行期間中に自治法の改正が行われたことから採用した。

4. 通年議会の検討経過

(1) 地方自治法第102条第2項適用団体

白老町	福島町	豊浦町	茅室町	池田町	利尻富士町
<p>・議会改革として、定数削減を議会運営委員会で検討したところ、機能の充実として、①通年議会・②広聴充実・③政策研究の3つの柱を決定。試行期間を経て平成20年6月1日から会期を1年とする通年議会制をスタートさせた。</p> <p>・議会活性化事項の試行に関する実施要綱を制定し、平成20年3月定期例会から施行。平成21年4月施行の議会基本条例に通年議会を明記、町議会議事規則等を整備し、関連条項を規定した。</p> <p>・検討組織は特別に設置せず、議会運営委員会で素案を検討し、執行者側と調整、議員協議会、住民懇談会での説明を経て実施。</p>	<p>・議会改革の一環として全員協議会で検討。災害時や緊急などにおいて、効率の良い議会運営を図ることを目的に導入へ。</p> <p>・議会運営委員会で素案を検討し、執行者側と調整、議員協議会、住民懇談会での説明を経て実施。</p>	<p>・平成23年に、町民との意見交換会で町民から提言を受けた。</p> <p>・平成24年3月、議長が通年議会導入に関する検討について議会運営委員会から議長に答申した。</p> <p>・平成24年6月に、「導入すべきもの」として、議会運営委員会から議長に答申した。</p> <p>・平成24年12月定期例会から翌3月定期例会までを試行期間として実施し、平成25年4月から導入。</p>	<p>・平成24年に議長から議会運営委員会に対して、議会改革検討の諮問があり、その一つとして議運で検討（案）を作成し、全員協議会の場で議論を行った。</p> <p>・議会運営委員会に諮問。</p> <p>・議運で検討（案）を作成し、全員協議会の場で議論を行った。</p>		

(2) 地方自治法第102条の2第1項適用団体

森町	洞爺湖町	日高町
<p>・当時、鹿児島県阿久根市で市長が議会を招集せずに事決処分を繰り返す問題が話題になっていた。その頃、森町議会と町長とは激しく対立していたことから、町長の独断による事決処分を未然に防ぐため、通年議会を導入することとした。</p>	<p>・平成25年9月に議長から議会運営委員会へ諮問。</p> <p>・同年11月、全員協議会で導入を了承し、町側と協議。</p> <p>・平成26年3月、関係条例等の改正を行い導入。</p>	<p>・議長からの諮問により、議会運営委員会で平成23年3月に協議を開始し、平成24年1月に施行することを決定。</p> <p>・通年議会の試行に関する実施要綱を制定し、試行期間を平成24年3月1日から12月31日までとした。そして、平成25年1月から12月31日までの通年議会制を導入した。</p>

5. 一般的な効果と議会の評価

(1) 地方自治法第102条第2項適用団体

白老町	福島町	豊浦町	茅屋町	茅室町	池田町
<p>①効果がある。</p> <p>②効果がある。</p> <p>③効果がある。</p> <p>④効果がある。</p> <p>⑤効果がある。</p> <p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案の受理が隨時可能となる ・全てが公式の会議となり、公務災害が保障される。 	<p>①町長の議会招集は行つていいない。会期を4月1日から翌月31日と規定しており、会議の開催は議長権限により再開通知する。</p> <p>②会計年度と合わせた年度区分の議会運営となる。</p> <p>③会期に制約されていた委員会活動、議員活動等が実態に合つたものとなつた。</p> <p>④報酬を「歳費」として公選職の立場を明確化した。</p> <p>⑤専決処分事項の指定については条例を制定し、最低限(4件)のものについて指定期間はそれほど増えていない。</p>	<p>①迅速な議会対応ができる。</p> <p>②これまで議員が緊急な問題と判断しても、町長からの招集がなければ議会を開けなかつたが、通年議会となつたことで議会主導で取り組むことができる。</p> <p>③会期に制約されていた委員会活動、議員活動等が実態に合つたものとなつた。</p> <p>④報酬を「歳費」として公選職の立場を明確化した。</p> <p>⑤専決処分事項の指定については条例を制定し、最低限(4件)のものについて指定期間はそれほど増えていない。</p>	<p>①議会主導で招集するケースは稀であり、執行機関側が監督に招集を望むケースが多く、臨時会を年数回開催している。</p> <p>②委員会を開催できることから、回数が増加し、結果的に調査活動を中心に行なっていられる。</p> <p>③災害時など緊急を要する場合など、機動的な本会議開催が可能となつていてる。</p> <p>④議会全体の活動量が増加していることから、議会広報誌を毎月発行している。</p> <p>⑤議会がなく、常に委員会活動が可能である。また、議会からの調査要望だけでなく、執行機関からも積極的に情報提供・報告などに委員会を活用しようとする姿勢がみられる。</p> <p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通年議会があることにより、町民との意見交換(議会報告会)の多数開催、議会モニター会議など、政策形成につながる議会活動が活発に行われている。 	<p>①議会主導で招集を望むケースは稀であり、執行機関側が監督を行なう、本会議開催日を設定している。</p> <p>②休会中に行なわれる常任委員会調査や、特別委員会審議が柔軟に機能している。</p> <p>③あまり変わらない。</p> <p>④広報等はしていが、町民に議会活動の認知度が浸透しているか否かは不明。</p> <p>⑤委員会活動は、タイムリーな事案に対応できるようになつた。</p>	<p>①通年議会実施要項に基づき、町側と協議を行なう、本会議開催日を設定している。</p> <p>②休会中に行なわれる常任委員会調査や、特別委員会審議が柔軟に機能している。</p> <p>③あまり変わらない。</p> <p>④広報等はしていが、町民に議会活動の認知度が浸透しているか否かは不明。</p> <p>⑤委員会活動は、タイムリーな事案に対応できるようになつた。</p>

(2) 地方自治法第102条の第2項適用団体

日高町
<p>①改正自治法の施行により、メリットは失われた。</p> <p>②運用次第で様々な効果が得られるところだが、導入の目的が対象員個々の活動が重要であり、導入の効果はなしき。</p> <p>③災害時ににおける委員会活動は容易ちなつた。</p> <p>④定例日を条例で定めるため、年間のスケジュール管理ができる、町民への周知(議会だより等)が可能となつた。</p>

「一般的なメリットに関する設問」					
①議長権限により本会議が招集できる。	②十分な審査時間が確保され、監視機能、政策立案機能等の議会機能の強化と議会運営の充実・活性化が図れる。	③開会中の期間がなくなるため、事決処分が少なくなり、議会で審議することが可能となる。	④通年議会の導入により、議員が1年中活動していくことを知つてもらえる。	⑤委員会の所管事務調査を随時に、時機を逸するごとに鮮細にわかり対処することができ、委員会活動を充実させることができる。	⑥その他、導入による効果
①議長からのお問い合わせに対する回答ははない。	②本会議の回数、日数については変化はない。	③専決事項の指定により事決処分を行つており、効果は見られない。	④議会期間はそれほど増えていない。	⑤定例会ごとに所管事務調査を行つて報告活動の活性化が図られている。	
①議長の目的が対象員個々の活動が重要であり、導入の効果はなし。	②専決事項の指定により事決処分を行つており、効果は見られない。	③議会期間はそれほど増えない。	④議会に合わせ、事決処分の指定事項を追加した。	⑤通年議会に関しても、住民にはほとんど認知されていない。	
②他の	③その他	④議会期間はそれほど増えない。	⑤議会期間はそれほど増えない。	⑥定例会ごとに所管事務調査を行つて報告活動の活性化が図られている。	

6. 通年議会導入による経費の増加の有無、議会事務局の業務

(1) 地方自治法第102条第2項適用団体

白老町	福島町	豊浦町	芽室町	池田町	利尻富士町
<p><経費></p> <ul style="list-style-type: none"> 活動日数の増加に伴い、議会運営に要する経費は増加している。 <p><事務量></p> <ul style="list-style-type: none"> 議会業務が増えており、運営や記録の事務量は増加している。 	<p><経費></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年9月改選後から議員費用弁償を廃止したことにより経費は減少しているが、通年議会の導入による経費の増減はない。 <p><事務量></p> <ul style="list-style-type: none"> 通年議会の導入による事務量の増減はないが、委員会中継の録画に係る編集作業に時間を要している。 	<p><経費></p> <ul style="list-style-type: none"> 導入前後でほとんど変わらない。 <p><事務量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議日数の増加に伴い、事務局の事務量は増加している。 	<p><経費></p> <ul style="list-style-type: none"> 定例会の招集回数、会期等の見直しの改正に当たっては、①町民の福祉、サービスの向上につながること。②経費の増加とならないこと。③議会機能を強化することの3点を基本とした。 <p><事務量></p> <ul style="list-style-type: none"> 結果的に委員の費用弁償等の増加につながる面があるが、複数会議の同時開催などを行うことによつて費用の増額を抑えている。 	<p><経費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会や特別委員会の活動が増加傾向にある点を踏まえると、報告書作成や議会広報への反映など、事務局業務は増加しており、議員との役割分担の見直しが課題となっている。 	<p><経費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の調査機能の活発化を図ることにより、結果的に委員の費用弁償等の増加が増加する一方で、開会期間中の委員会活動(総統審査事項)に関わる事務的な対応が必要となること。1年を通して計画的な委員会運営が可能となるなど、煩雑さは軽減されている。

(2) 地方自治法第102条の2第1項適用団体

森町	洞爺湖町	日高町
<p><経費></p> <ul style="list-style-type: none"> ほとんど変わらない。 <p><事務量></p> <ul style="list-style-type: none"> 議会の招集に関する事務で、若干簡素化された感があるが、基本的にはさほど変わらない。 	<p><経費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の回数及び日数はほとんど変わらず、経費はほとんど変わらない。 <p><事務量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議運営についてはあまり変わらないが、委員会活動は増えており、町部との調整が増えている。 	<p><経費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほとんど変わらない。 <p><事務量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入時は条例や規則等を整備しなければならないが、導入後においては特に事務の簡素化や複雑化はない。 <p>・町側にとつては、臨時議会を開く際の告示が不要となる。(初議会時は除く)</p>

7. 通常議会導入に対する執行機関の評価

(1) 地方自治法第102条第2項適用団体

白老町	福島町	豊浦町	芽室町	池田町	利尻富士町
・迅速性、適時性、公開性が高まる。	当初、執行機関側では、議会対応の負担が増えることを懸念していたが、導入後も従前と大きく変わることなく実施されており、導入から10年を経過するが不満は出でていない。また、工事契約議決や財産の取得の契約議決など即座に対応できることから、執行機関側としても利点がある。	・タイムリーに議会を開催できるため、議会への審議事項や報告事項を速やかに行なうことができる。	・導入前段階では、疑義を唱える質問書が寄せられたが、実際に運用してからは特に異論などなく、むしろ執行機関側が積極的に制度を活用しているように感じられる。	・議会側に運営上のメリットはあるものの、現在のところ執行機関側にデメリットとなるような運営事業はあるに、細部での意見はあるにしても導入前と顕著な相違点は感じていないと考える。	

(2) 地方自治法第102条の2第1項適用団体

森町	洞爺湖町	日高町
・執行機関側も通常議会導入前後で、さほど違いは感じていないと思われる。	・委員会の所管事務調査が増えてきている。	・執行機関側からの正式な評価は受けていないが、緊急を要し時間的余裕がないことを理由に、専決処分ができるなくなつた点で、やりににくい部分もあると思われる。

8. 議会運営に関する今後の課題

(1) 地方自治法第102条第2項適用団体

白老町	福島町	堺島町	芽室町	田町	池田町	利尻富士町
<ul style="list-style-type: none"> 從来よりも運営が拡充されることへの対応。 各種会議の在り方、事務局体制の在り方等。 	<ul style="list-style-type: none"> 常任委員会の活動を重視し、重要案件（総合計画、執行方針、公共工事等）について早い段階で所管事務として調査し、論点整理・議員間討議の結果を報告書として執行者側へ手交し、議員・議会の意見を示すことで現化をめざし、さらに、住民との情報共有、議員間討議を活性化し、議会として住民が実感できる政策・条例提言へ運動させることが課題となっている。 基本条例を施行して10年が経過しており、現在、関連する条例等の見直しに着手しており、新年度施行を目指している。 	<ul style="list-style-type: none"> 専決事項の見直し。（定数を削減しすぎた。） 議会前に開催する全員協議会の在り方。 ※協議・調整の場とならぬい内容であれば、「議案説明会」の位置づけにするなど。 	<ul style="list-style-type: none"> 通年議会に見直しては特に課題となる点はないが、強いてあげるなら議員の活動量の増加である。 	<ul style="list-style-type: none"> 会議室以外での「情報収集能力」の向上であり、現在行っている「議会報告会」のみならず、町民との意見交換の場をいかに数多く開催していくかが議会に求められている。 		

(2) 地方自治法第102条の2第1項適用団体

森町	洞爺湖町	日高町
<ul style="list-style-type: none"> 通年議会である以上、179条専決はあり得ないはずであるが、相当な頻度で行われている現状にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 議員辞職の許可が、議長の許可から本会議での許可が必要となつた。 通年会期制度が始まって6年目のため、議会運営に関する疑義に対する判断や事例等が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 通年議会を導入したからといって議会が活性化するわけではなく、通年議会は議会活性化のためのひとつ手段に過ぎないことから、通年議会を議会改革などに生かせるかどうかは、今後の議会活動しだいであると考える。

資料 3

「議会モニター制度の導入に係る調査資料」

1. 議会モニター制度

(1) 議会モニター制度とは

議会の運営に関し、町民の意見等を反映することを目的に、平成 21 年に全国で初めて、空知管内の栗山町議会が導入し、その後、徐々に広がりを見せ、北海道町村議会実態調査によると、平成 29 年 7 月 1 日現在で、議会モニター又は議会アドバイザーの制度を導入しているのは 10 議会（導入率 6.9%）となっている。

（議会モニター・アドバイザー制度を導入している議会）

十勝管内～ 浦幌町、鹿追町、広尾町、芽室町
空知管内～ 栗山町
網走管内～ 斜里町
上川管内～ 鷹栖町
根室管内～ 別海町、中標津町
渡島管内～ 福島町

(2) 検討の視点

新ひだか町まちづくり自治基本条例第 12 条第 2 項に規定する、議会として、町民からの意見要望等の把握に努めることについて、現在どのような取組みを行い、今後どのような取組みを推進していくこととしているのか。

その取組みの一つの手段として、議会モニター制度の導入をどのように考えるか。

各議会のモニター制度（要綱等）

制定時期	栗山町（空知管内）	浦幌町（十勝管内）	芽室町（十勝管内）	中標津町（振室管内）
目的	H21. 4. 1 町議会モニターを設置することにより、議会の運営に関し、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させ、議会の円滑かつ民主的な運営を推進する。	H25. 4. 1 町議会モニターを設置することにより、議会の運営に関し、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させ、議会の円滑かつ民主的な運営を推進する。	H24. 3. 30 町議会モニターを設置することにより、議会の運営等に関し、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させ、議会の円滑かつ民主的な運営を推進する。	H29. 1. 1 町議会モニターを設置することにより、より、議会の運営等に関し、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させ、議会の円滑かつ民主的な運営を推進する。
人数・任期	15人以内・2年（再任可） ・18歳以上の市民であり、公務員、各種議会議員又は各種行政委員でないこと。 ・町議会の仕組み及び運営に関心があること。 ・町政及び地域社会の発展に関心があること。	10人以内・2年（再任可） ・18歳以上の市民であり、公務員、各種議会議員又は各種行政委員でないこと。 ・町議会の仕組み及び運営に関心があること。 ・町政及び地域社会の発展に関心があること。	20人以内・1年（再任可） ・18歳以上の市民であり、芽室町職員、議員又は各種行政委員でないこと。 ・町議会の仕組み及び運営に関心があること。 ・町政及び地域社会の発展に関心があること。	10人以内・2年（再任可） ・選挙権を有する市民とする。ただし、公務員並びに教育委員会委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員、監査委員及び都市計画審議会委員を除く。
資格				
職務				
報酬等				
募集方法				

「議会単独HPの開設に係る調査資料」

1. ホームページ開設の現状

第63回北海道町村議会実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成29年7月1日現在で議会のHPを開設しているのは124議会で、全体の86.1%が開設している。

本町議会においても、開設時期の記録が残っていないため正確な開設時期は不明であるが、H25年には内容の充実についての検討が行われた記録が残っている。また、現行のHPとしての運用はH27年3月からである。

道内議会での単独ホームページの開設状況については調査結果がないが、全国町村議長会が行った第60回全国町村議会実態調査（H26.7.1現在）では、全国の町村議会928議会のうちホームページを開設しているのは90.2%にあたる837の議会で開設しており、うち議会単独ホームページを開設しているのは31議会で、ホームページを開設している町村議会の僅か3.7%に留まっており、806議会が町村のホームページ内に開設しているという状況となっている。

2. 議会単独のホームページを開設する意義

二元代表制の下で、議会の役割を認識し、これまでの行政依存・追認議会からの脱却、さらには住民に広く議会活動を知っていただき情報を共有し、議会としてのホームページの充実を図るという視点で、議会単独のホームページを開設又はその検討を行っている議会がある。

3. 「単独開設」の定義とは

(1) 単独ドメインを持つことか？

ドメインとは、いわゆるインターネット上の住所である。

新ひだか町のHPのドメインは、shinhidaka-hokkaido.jp

新ひだか町議会のドメインは、shinhidaka-hokkaido.jp/gikaiで、このドメインがなければHPを公開することはできない。

そしてこのドメインには、「独自ドメイン」と「サブドメイン」、「サブディレクトリ」というのがあり、

新ひだか町を例にとると、shinhidaka-hokkaido.jpが「独自ドメイン」で、議会のドメインの/gikaiの部分をサブディレクトリと言い、住所に例えるなら、独自ドメインが「新ひだか町」、サブディレクトリが「静内」、「三石」と考えることができ、サブディレクトリの使用には料金は発生しない。

議会として、単独ドメイン（住所）を持つことについては、取得費や1年単位で更新料が発生するなどの課題があるものの、独自ドメインを持つことのメリットはある。

無料のサブドメイン、サブディレクトリはレンタルサーバーなどの会社ごとに用意されるので、別会社に移行すればそのドメインが使えなくなる

が、独自のドメインを利用していれば、別会社に移行しても同じものをずっと利用していくことが可能であり、以前からの訪問者を逃すこともなく、検索順位を上げるためにも有効となる。

(2) サーバーレンタル料や HP の開設にかかる経費を議会の予算として持つことか?

上記のように独自ドメインを取得し、サーバー使用料を支払うことが、二元代表制の下での議会の権能の強化につながると言えるのか。

(3) 更新は議会が主体となって行えているか? 執行機関から何らかの制約・干渉を受けているか?

議会単独の HP を開設する意義が、二元代表制における議会の権能強化であり、また住民への適切な情報提供であると考えるときに、サブディレクトリを持ちながら町の HP 内に開設されていることによって、掲載内容の更新が執行機関の担当職員の起案によって行われるものであったり、ましてや更新内容について執行機関の干渉されるなどの状況にある場合には、当然ながら議会としての単独 HP の開設を検討することが必要である。

4. 新ひだか町議会 HP の現状

(1) ドメインの取得

上記3(1)で既述したように、当議会の HP は町 HP 内に開設され、単独のドメインは取得していないがディレクトリ・ドメインによって運用している。

しかしながら、利用者が「新ひだか町議会」で検索した場合、町の HP を経由することなく議会のトップページを閲覧することができる。

(2) HP 開設に要している経費

当町議会 HP は単独のドメインを取得していないことから、HP 開設に係る経費は発生していない。(更新に係る人的コスト、決裁に要する紙代等のコストを除く。)

<参考>

■ 新ひだか町 HP の開設に要する経費 (H29 年度実績)

617,901 円／年 (内訳) サーバー使用料 559,845 円／年

インターネット利用料 58,056 円／年

■ 町 HP の立ち上げ経費 (H26 度) 6,690,000 円

(3) 掲載内容の更新とその流れ

① 主な更新内容

当町議会 HP で主に定期的に更新している内容は次のとおり。

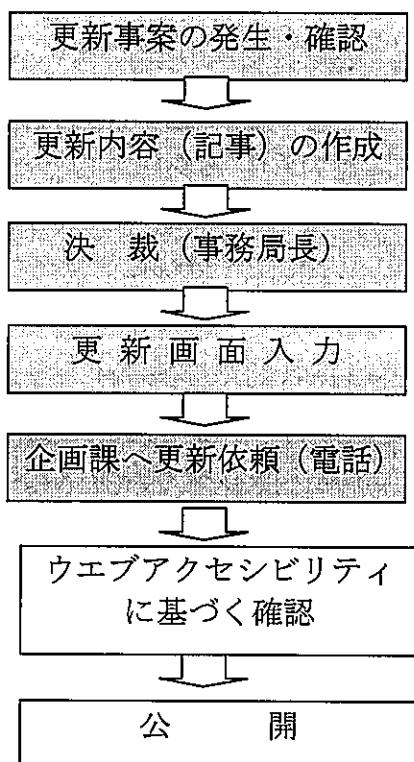
なお本年度は改選期であったことから議員名簿等の更新を行っている。

中項目	小項目	更新日等	H30度7月末まで	H29年度 更新回数
議会活動	議会・議長のスケジュール	毎月2回程度 中旬・下旬	6回	13回(9月から実施)
議会活動	会議の予定 ・一般質問 ・議案 ・表決結果等	議会開催前・後	16回 (45件)	42回(91件)
議会活動	議会だより	年4回 発行月	1回	4回
議会の概要	議会白書	年1回 発行月	1回	1回

(4) 町HPの特徴

- 新ひだか町HPは、トップ画面を含めてシンプルな作りになっており、インパクトに欠けるなどの意見も散見するが、ユニバーサルデザインに対応したHPで、色弱の方にも見やすい、また全盲の方のための読み上げ機能、さらには英語、中国語に対応した言語変換機能を備えている。

② 更新作業の流れ



※ウェブアクセシビリティに基づく確認

「ウェブアクセシビリティ」とは、「高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず利用しやすいHP」に配慮するという意味で、公開前に企画課において、リンクエラーチェック、文書エラーチェックを機械上で行っている。

当該チェックは議会事務局でも同様の作業を行っている。

※網掛けが議会事務局の処理で他は企画課が行う処理

議会HPの更新（公開）までの処理は前項のとおりである。更新事案が発生し決裁を経て企画課に更新を依頼するまでの間において、議会事務局担当職員（1名）が要する作業時間は1回の更新につき、20分から30分程度（決裁に要する期間及び時間を除く。）であり、更新画面入力を終了した後に企画課へ公開のための更新作業を依頼する。これを受け企画課ではウェブアクセシビリティに基づく確認を行った後に公開されているが、企画課に更新を依頼してから公開までに要する時間は概ね30分以内に行われている。

また、更新内容については定例的なもの、軽微な内容の更新については事務局長の専決によって行い、特に重要と認められるものについては議長の決裁を仰ぐこととしており、現状においてもHPの更新内容について、執行機関の干渉を受けている事実はない。

仮に、議会単独のHPを開設した場合において事務が簡略化されるのは、企画課への電話による更新依頼であり、ウェブアクセシビリティに基づく確認作業が議会事務局として行うことになるが、現状は、更新画面入力時に議会事務局において同様のチェックを行ったうえで企画課に依頼をしている。

（5）今後の課題等

当議会では議会の見える化を推進することを目的に、本年6月に議会Facebookを開設し、定例会の日程や委員会の開催状況、視察受け入れなどリアルタイムでの情報発信を行っており、開設以来、8月10日までに16件の情報を提供しているが、HPの更新と連動させたFacebookの活用についても取り組んでいくこととする。（例：HPを更新しました。）

今後においては、当議会が進めている議会改革の進捗に合わせHPの内容についても精査を行い、議会を知っていただくためのHPとして運営することが求められる。

現状では、会議録の掲載が大幅に遅れていることは事務局として大いに反省すべきところであり、その改善に取り組んでいくこととする。

5. 「議会単独HP開設」の検討の視点

- 現行の議会HPの運用が、執行機関から何らかの制約・干渉を受けることによって議会に関する正しい情報提供を行うことに支障を来たしているか。
- 利用者が「新ひだか町議会のHP」を検索することが困難な状況であるか。
- 単独HPを開設する意義を、議会としてどう判断するか。
- その上で、運営経費との費用対効果をどう判断するか。

(参考) サーバーとは：利用者がパソコンやスマートフォンなどからのリクエストに基づいて、自分の持っている情報を提供するコンピュータ。これがなければHPは公開できない。

HP（家）、ドメイン（住所）、サーバー（土地（借地））と連想するとかりやすい。

6. 調査結果

平成 25 年にまとめられた議会改革骨子において、議会単独ホームページの開設が取り上げられた背景には、当時の町ホームページの仕様により、その容量、更新手順など議会の情報発信手段として十分な環境ではなかったことである。

一方、町のホームページにおいても、広く町の情報を発信するためにホームページの充実を課題として捉え、平成 25 年から企画課を所管に全庁的な検討が行われ、平成 27 年 3 月から現行のホームページの運用が開始された。

このことを念頭に、上記 2 に示した視点から調査を行ったところであるが、現行の町議会ホームページは、町ホームページ内に開設されてはいるものの、利用者が「新ひだか町議会」で検索した場合、議会のトップページが表示され、町のホームページを経由することなく閲覧が可能である。

また、議会ホームページの更新については、議会の日程等の定例的な内容については議会事務局長の専決とし、それ以外の内容についての更新（掲載）は議長の決裁を経て、議会事務局の担当職員が更新作業を行い、公開のための処理のみを企画課担当職員が行っている状況であり、公開までに 30 分程度の時間を要するものの、議会ホームページの内容更新は議会の意思として運用され、町側からの一切の干渉を受けているものではない。

他方、二元代表制にあって町のホームページ内に議会のホームページを設置していることについて違和感を唱える声があること、また、全国的にもその視点で検討がなされている事例があることは承知しているところであるが、当町のホームページは、目の不自由な方等にも利用しやすいユニバーサルデザインに対応するとともに、中国語、英語の 2 か国語に対応した言語変換機能など、広く誰もが情報を共有できる機能を備えている。

このような環境の中で、議会が単独のホームページを設置しようとする場合、無料のホームページ作成サービスや廉価なサービスを利用して作成・運用することは可能ではあるが、それは公的な情報発信ツールとしての価値を下げる事にも繋がるものであり、ひつ迫する町財政下にあっては、現在の町ホームページと同様の「価値」を有した「議会単独のホームページ」を開設することの必要性、妥当性、緊急性を見い出すことは極めて難しい。

よって、議会ホームページについては当分の間、現状のまま運用することとする。

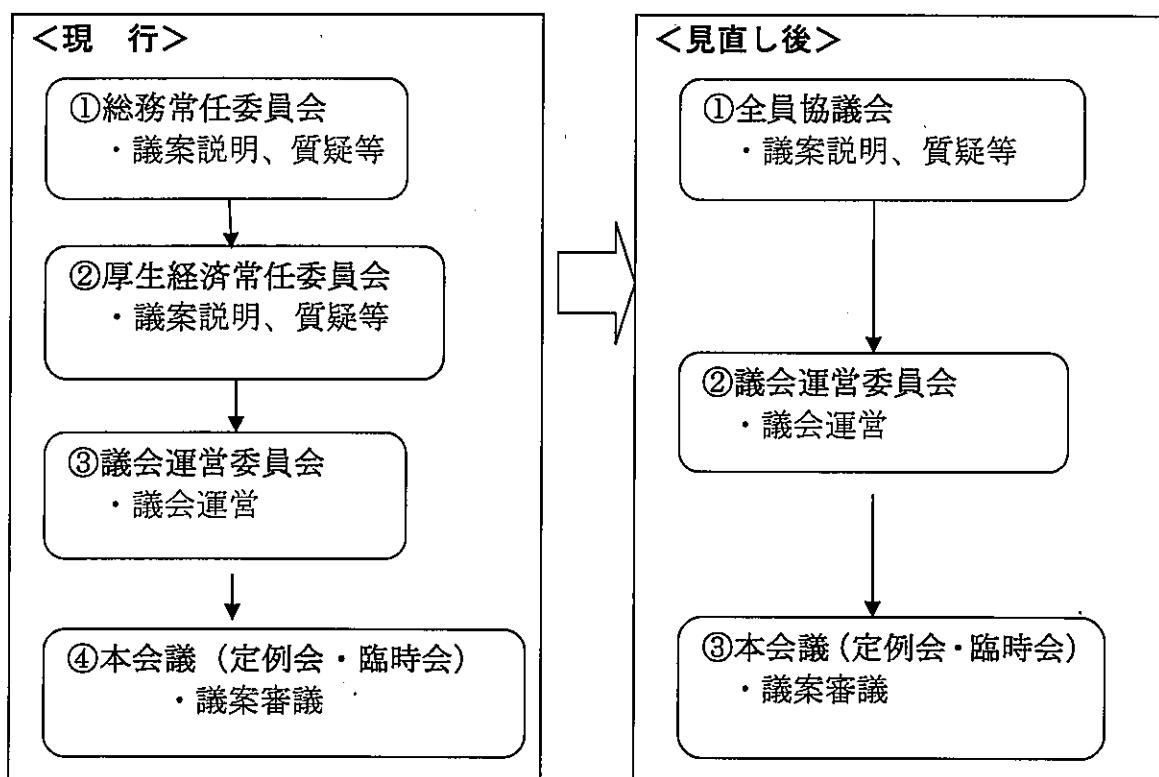
資料 5

「常任委員会の見える化の推進に係る調査資料」

～ 常任委員会のあり方 ～

2. 議案の審議

(1) 議案審議の流れ



(2) 議案審議における全員協議会の位置づけ等

① 全員協議会の位置付

全員協議会は、議会における事実上の会議として開催されていましたが、平成 20 年の法改正で、会議規則の定めるところにより、「議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行うための場」として、法律上明確に位置づけられることとなりました。

- ア 議会独自の協議又は意見調整
- イ 本会議の審議に伴う協議又は意見調整
- ウ 町村長による事前説明及び意見の聴取

これまででは、本会議招集前に常任委員会を開催し、議会に提案予定の案件について事前に説明を受け、質疑等を行っていましたが、見直し後は、全員協議会において議会に提案予定の案件の事前説明を受けることとします。

② 全員協議会の開催時期

本会議前に招集する全員協議会は町長の依頼に基づき、議長が招集します。

招集の時期は、原則として本会議招集の 10 日前（休日を除く。）まで

に招集することとします。

③ 全員協議会における事前説明の内容等

全員協議会を効率的に運営するため、議案等の事前説明については別添「全員協議会で説明を求める範囲」とします。

④ 全員協議会の公開

本会議前に招集（開催）する全員協議会は公開とし、本会議同様にインターネットでの中継を行います。

＜参考：全員協議会の具体例＞

全員協議会は、次のような場合に開かれる。

I 議会独自の協議又は意見調整

議会独自の行事や運営・活動について協議したり、意見調整をするため、全員協議会が開かれる。この場合、町村長等の出席は要しない。

II 本会議の審議に伴う協議又は意見調整

本会議の審議の過程で、必要に応じて議会を休憩して話し合いをする場合に、全員協議会が開かれる。それには、議員相互の意見を調整する場合と、執行機関と議会側の意見の調整を図る場合などがあり、その後の本会議の運営が円滑に進められる長所があるが、本会議の機能を代替するものではなく、また全てが公開されるとも限らないので、必要最小限にとどめるべきである。

III 町村長による事前説明及び意見の町政

町村長が、議会に提案予定の案件についての事前説明を行う場合もあれば、行財政運営上の重要課題、企業誘致や開発行政に関連した対外折衝関連事項等について意見を求める場合もある。

（3）議案審議と常任委員会

① 本会議前の常任委員会の招集（開催）

これまででは本会議の招集に合わせて、議案の事前説明を求める場として常任委員会を招集（開催）していましたが、見直し後は、原則として本会議招集前の常任委員会は招集（開催）しません。

② 常任委員会による議案等の審査

これまででは議会に提案される予定の案件について、常任委員会において実質的な事前審査が行われてきましたが、見直し後は、全員協議会での説明・質疑、本会議での質疑を経て、さらに専門的な立場で詳細な調

査又は審査が必要な案件については、議会の議決により所管の常任委員会に付託し審査を行います。

③ 付託事件の審査

議会の議決により付託された事件は、所管常任委員会による審査を行い、原則として次期定例会における委員長報告を行い採決します。

④ 付託事件の選定

提案される案件については、議案の事前説明が行われる全員協議会の終了後に常任委員会を招集（開催）し、付託とすべき案件か否かについて決定し付託とする案件がある場合は議会運営委員長に口頭で通知します。なお、この委員会への説明員の出席は求めないこととします。

2. 常任委員会の活動

(1) 所管事務調査の充実

所管事務調査は、条例案その他議案の立案のためや、問題点のある具体的な事務の改善策を究明するために行う調査で、単なる実態や実状を確認するだけでなく、問題点に対する改善策と対応策を結論付けることが目的です。

常任委員会が所管事務について調査を行う場合には、予め委員長から、会議規則第73条に基づき、議長に対して調査事項、調査の目的、方法及び期間等を通知することが必要です。

※ 詳細は、「常任委員会のイメージ」参照

(2) 審査権の行使

審査権とは、議会の予備的審査機関として、議案、請願等を審査する権限です。

議会の議決によって付託された事件について、その内容をよく検討して、可決すべきものであるか、それとも修正可決、否決いずれがよいか、また採択すべきものか、不採択とすべきものか、いずれがよいかについて結論を出すものです。

3. 必要な「行政と議会の情報共有」

原則、常任委員会は所管事務調査又は付託された事件の審査を行う場合以外は常任委員会を招集（開催）することはできません。

しかしながら、これまでの常任委員会の運営で最も時間を要した内容が、「その他」であり、いわゆる「行政と議会の情報共有」です。

円滑な議会運営、町政運営においては議会と行政の情報共有は不可欠であることから、今後も必要に応じて「情報共有の場」を設けます。

※ 詳細は、「常任委員会のイメージ」参照

4. 適用する時期

当該検討による議案審議、常任委員会の進め方等については、平成31年6月に招集する、6月定例会にかかる議案説明等から適用することとします。

5. 見直しによるメリット・デメリット

(1) メリット

- ① これまででは、本会議の開催に合わせて常任委員会が開催されていたため、当該会議に提出する案件（行政報告を含む。）のない部・課との情報共有を図ることができなかつたが、常任委員会を原則、月1回の開催とすることにより、その機会の拡充が図られる。
- ② これまででは、委員会において、その他として慣例的に議員からの質問が行われており、委員会としての活動とは言い難い状況であったが、事前の説明を求める前段で、委員会として説明を求める必要性について討議することとなり、必要に応じて所管事務調査の実施につながることから、委員会の役割、権限が明確になる。
- ③ 本年度の調査事項でもあった、委員会の見える化＝政策決定プロセスの見える化が推進される。
 - ・全員協議会での議案説明 ⇒ 議場で行うため、インターネット配信可能。
 - ・委員会での調査、審査 ⇒ 会議規則第77条に基づき、本会議において委員長報告が行われることから、インターネット配信が可能となり、委員会での審議経過等が公表される。
 - ・委員会の公開 ⇒ 求められているものは、委員会ではなく、政策決定に至る審議の経過であり、委員会の協議内容ではない。また、委員会は許可制としており、委員長の許可があれば傍聴が可能であり、また、情報公開条例に基づく会議録の公開も可能である。
- ④ これまで、「所管委員会に対する質問は自粛願いたい」との町からの申し出により運営してきた経過があるが、各議員が所属する委員会の所管事項について一般質問を行い、その結果をもって所管事務調査とするなど、委員会の権限の強化につながる。

(2) デメリット

- ① ちょっとしたこと、気になったことが気軽に聞けない。
⇒ 現状の運営でも、出席している部・課にのみ聞いている状況。

(3) 留意事項（地方議会運営事典から抜粋）

情報共有の場を確保することによって、現状と同様に「その他」に主眼を置くことによって、常任委員会及び特別委員会が審査又は調査の名をかりて、執行権に介入する事例が少なくない。付託事件の審査又は調査ならばその範囲及び限度は明らかであるが、常任委員会の所管事務はわかっているようでわからない。

条例で所管事務が定められているが、議会側の強いところでは、ともすれば拡大解釈して際限なく適用される事例がある。

委員会活動というものは、常に正しいルールに基づいて行うことは当然であって、議会の権力に便乗して勝手な解釈運用をしてはならない。ともすれば執行機関においても迎合し、議会においても委員会万能に陥るあまり、肝心の本会議が形骸化するようなことは避けなければならぬ。

全員協議会で説明を求める範囲の検討

	新ひだか町の現状	検討の視点	検討結果
	委員会	本会議	全員協議会 本会議
行政報告	所管委員会で説明を受け、質疑を行っている。	説明を受け、質疑を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> 会議規則等では、行政報告に対する質疑は原則行わないこととされているが、当町議会では、議案の審議が全て終わったのちには質疑を受けている。 事前の説明は必要か。 ・本会議での行政報告に対する質疑は必要か。 ※全員協議会で資料が提供されれば、一般質問で質すことが可能。
地方自治法第179条に基づく「長の専決処分」	所管委員会で説明を受け、質疑を行っている。	説明を受け、質疑を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ○「長の専決処分」 <ul style="list-style-type: none"> ～議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないときなどに行われる処分で、長はこれにより専決処分を行った場合は次の議会に報告し、承認を得なければならない。 (例) 緊急を要する補正予算等 ※諸般の報告、行政報告、180条に規定する報告とは、その意が異なるものである。(承認を求めるという点) <ul style="list-style-type: none"> ※会議規則等では、報告に対する質疑は原則行わないこととされている。
地方自治法第180条に基づく「議会の委員会による専決処分」	所管委員会で説明を受け、質疑を行っている。	説明を受け、質疑を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ○議会の委任による専決処分 <ul style="list-style-type: none"> ～議会の権限に属する軽易な事項で、議決によって長の専決処分としたこととした事件で、長はこれにより専決処分を行った場合は次の議会に報告しなければならない。 (例) 損害賠償事件の和解等 ※会議規則等では、報告に対する質疑は原則行わないこととされている。
その他法令等に基づく報告	所管委員会で説明を受け、質疑を行っている。	説明を受け、質疑を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> (H18.5.11 議会：専決処分の指定、議会提案) <ul style="list-style-type: none"> ・1件の金額が100万円以下の財産上の請求に係る訴えの提起、和解、調定及び仲裁に関すること。 ・1件の金額が100万円以下の損害賠償の請求に関すること。 ※会議規則等では、報告に対する質疑は原則行わないこととされている。 ○地方自治法施行令に定める、維続費の精算報告など、法令等によって、議会への「報告」又は「報告・承認」が規定される事件。 <ul style="list-style-type: none"> ※会議規則等では、報告に対する質疑は原則行わないこととされている。

			<ul style="list-style-type: none"> ・法令等で「報告」とされている事件について、説明（報告）のみとし、質疑・探査は行わない。
			<ul style="list-style-type: none"> ・現状と同様に、説明を受けた後、予算特別委員会を設置し本会議を休会として、審査を行う。
予 算 議案	初 當	・全員協議会を開催し説明を受け、質疑を行っている。 ・所管委員会で説明を受け、質疑を行っている。 ・全員で構成する、予算審査特別委員会で審査を行っていいる。	<ul style="list-style-type: none"> ・予算総括説明及び、新規事業、例年（前年）と比較して予算の増減が大きい事業など、特徴的な事業について説明。 ・質疑を行う。
		・委員長報告、質疑省略。 ・討論 ・採決	<ul style="list-style-type: none"> ・補正予算の概要のみ説明 ・現状と同様に、説明・質疑・採決を行う。
補 正 議案	初 當	・所管委員会で説明を受け、質疑を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑は行わない。
		・国等の制度に伴う町条例等の改正について、本会議前の事前説明は必要か。 ※現在の常任委員会では、説明・質疑にさほど時間を要していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・概要説明とし、質疑を行う。 ・現状と同様に、説明・質疑・採決を行う。
條 例 議案	初 當	・所管委員会で説明を受け、質疑を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・審査（調査）に十分な時間を確保するためには、どのような取扱いとすべきなのか。 (例) 上程後、所管委員会に付託し会期中又は次の議会以降に委員会報告を行い採決する。 (例) 「〇月議会に上程を予定している事件（行政運営上で重要な事案）として、事前の全員協議会で説明を求め、必要がある場合」
		・条例の制定及び改正等	<ul style="list-style-type: none"> ・議案の上程を予定している以前の全員協議会で事前説明を行い、質疑を行う。 (例: 12月上程予定であれば、少なくとも

		合は所管事務調査として調査を行う。 ※この場合、73条の届け出を省略し從前の「閉会中の計継続調査」を踏襲しうが、委員会としての意思をまとめることが必要。	も9月定期会前の全員協議会で事前説明を行い質疑を行う。) ・事前の説明がない場合は、原則上程後に所管委員会に付託して審査を行う。 ・議案上程予定の議会にかかる全員協議会においても、説明と質疑を行う。
町道 路線認定・廃止	所管委員会で説明を受け、質疑を行っている。	○本会議前の事前説明は必要か。	・資料提供とし、説明は不要とする。 ・質疑は行わない。
工事請負契約締結	所管委員会で説明を受け、質疑を行っている。	○本会議前の事前説明は必要か。	・資料提供とし、説明は不要とする。 ・質疑は行わない。
その他議会の議決事項 ※総合計画、辺地計画、重要な施設の改築等	所管委員会で説明を受け、質疑を行っている。	○本会議前の事前説明は必要か。	・資料提供とし、概要とする。 ・質疑を行う。
その他			

「常任委員会のイメージ」

1. 所管事務調査

(1) 調査事項の抽出時期

年度当初に常任委員会を開催し、本年度において行う所管事務調査事項を抽出します。(委員会開催の根拠：閉会中の継続調査)

(2) 抽出の方法(例)

- ① 平成31年度予算書に記載されている、事業目ごとに調査事項とするか否かを抽出。
- ② 平成30年度行政評価において、継続とされた事業。
- ③ 事業実施後、相当年経過している事業で、行政評価において明確な存続理由が示されていない事業。
- ④ 町民から、事業の改善、拡充又は廃止を求める声のある事業。
- ⑤ 他の団体が実施している事業など、委員会としてその内容を調査することが適当と認める事業。
- ⑥ 事務調査を決定するに当たり、事前に町民との意見交換などを行う方法もある。
- ⑦ その他、世論の焦点となっている事件など、常任委員会が調査すべきと認める事項。

(3) 抽出する事務事業数

各委員会、少なくとも2事業とする。(各部門ごとに1事業ずつ。)

(4) 調査の方法等

- ① 会議規則第73条に基づく所管事務調査(議長への通知)
- ② 委員会としての事務調査の実施
(所管課に対する現状についてのヒアリング、先進地の情報収集、町民との意見交換など。)
※以後の委員会の開催の根拠は、閉会中に第73条に基づく所管事務調査を行うための委員会。
- ③ 会議規則第77条に基づく、所管事務調査報告書の作成(議長への提出)
- ④ 議会の政策提言実施の検討(可能な場合は政策提言を行う。)

(5) 委員会の開催　　原則、月1回程度の開催とする。

2. 議案の審議と常任委員会

(1) 議案審議の流れ

全員協議会開催（本会議の10日～12日前に招集）
※議案の事前説明、質疑。

↓

常任委員会開催（全員協議会の同日、協議会終了後）

- ①上程予定の議案のうち、付託事件としてさらに専門的な見地から慎重に審議すべきと認める事項はないか。
⇒ 該当する場合は、委員長は議運委員長に直近の議運開催日までに通知（口頭）
- ②上程予定の議案のうち、議会で審査を行う以前に、より詳細な委員会の調査が必要と認める事項はないか。
⇒ 該当する場合は、委員長は議運委員長に直近の議運開催日までに通知（口頭）
- ③上記以外は、本会議で審議。

↓

議会運営委員会開催（本会議の2日前に開催）

※上程予定議案の取扱いについて調査
⇒ 常任委員会から、委員会付託事件の申し出の通知があつた場合は、その旨を議運で協議。

↓

本会議

- ①、②の場合：説明、質疑後に議会の議決により委員会に付託。
- ③の場合は、質疑、討論、採決。

↓

付託された常任委員会

委員会による専門的な審査を行い、次期定期会において委員長報告を行い、質疑を経て採決。

3. 常任委員会における情報共有

(1) 情報共有を行う時期

各委員会が行う、所管事務調査又は付託事件の審議のために開催する常任委員会において、必要があれば情報共有の場を設けることとする。

(2) 情報共有を行うための手続き等

<前 提>

所管事務調査のための委員会の開催時には、調査を進めるにあたっての担当課のヒアリングを行う時など以外は、基本的に所管課は出席していません。

① 委員会から町に対し説明を求めようとする場合。

- ・会議規則第73条に基づき実施する所管事務調査以外の事項等について、町の説明等を求めようとする場合は、委員長は委員会招集の少なくとも10日前まで（土日、祝祭日は含まない。）に、口頭で所管課に対して、その旨を通知することとする。
- ・委員会の招集日が決定した場合は、委員長は議会事務局を通じて、委員会から説明を求める事項の有無にかかわらず、各部長に対し当該招集日をメール等で連絡することとする。

② 町から委員会に対し説明を行おうとする場合。

- ・町（所管課）は、委員会に対して説明を行う必要があると認める事項がある場合は、委員会招集日の少なくとも10日前（土日、祝祭日は含まない。）までに、委員長（事務局）に対し、その概要等について事前に説明を行うこととする。
- ・委員長は、町（所管課）から事前に説明があった時は、当該事項が委員会として情報共有すべき事項か否か、又は全議員と情報を共有すべき事項かを判断するものとする。
⇒ 全議員との情報共有が必要な場合は、全員協議会又は合同委員会の開催について、議長と協議が必要。

(3) メリット

- ① これまででは、本会議の開催に合わせて常任委員会が開催されていたため、当該会議に提出する案件（行政報告を含む。）のない部・課との情報共有を図ることができなかったが、常任委員会を原則、月1回の開催とすることにより、その機会の拡充が図られる。

- ② これまででは、委員会において、その他として慣例的に議員からの質問

が行われており、委員会としての活動とは言い難い状況であったが、事前の説明を求める前段で、委員会として説明を求める必要性について討議することとなり、必要に応じて所管事務調査の実施につながることから、委員会の役割、権限が明確になる。

③ 本年度の調査事項でもあった、委員会の見える化＝政策決定プロセスの見える化が推進される。

- ・全員協議会での議案説明 ⇒ 議場で行うため、インターネット配信可能。
- ・委員会での調査、審査 ⇒ 会議規則第77条に基づき、本会議において委員長報告が行われることから、インターネット配信が可能となり、委員会での審議経過等が公表される。
- ・委員会の公開 ⇒ 求められているものは、委員会ではなく、政策決定に至る審議の経過であり、委員会の協議内容ではない。また、委員会は許可制としており、委員長の許可があれば傍聴が可能であり、また、情報公開条例に基づく会議録の公開も可能である。

④ これまで「所管委員会に対する質問は自肅願いたい」との町からの申し出により運営してきた経過があるが、各議員が所属する委員会の所管事項について一般質問を行い、その結果をもって所管事務調査とするなど、委員会の権限の強化につながる。

(4) デメリット

- ① ちょっとしたこと、気になったことが気軽に聞けない。
⇒ 現状の運営でも、出席している部・課にのみ聞いている状況。

(5) 留意事項（地方議会運営事典から抜粋）

情報共有の場を確保することによって、現状と同様に「その他」に主眼を置くことによって、常任委員会及び特別委員会が審査又は調査の名をかりて、執行権に介入する事例が少なくない。付託事件の審査又は調査ならばその範囲及び限度は明らかであるが、常任委員会の所管事務はわかっているようでわからない。

条例で所管事務が定められているが、議会側の強いところでは、ともすれば拡大解釈して際限なく適用される事例がある。

委員会活動というものは、常に正しいルールに基づいて行うことは当然であって、議会の権力に便乗して勝手な解釈運用をしてはならない。ともすれば執行機関においても迎合し、議会においても委員会万能に陥

るあまり、肝心の本会議が形骸化するようなことは避けなければならぬ。

資料 6

「議長交際費の見直しに係る調査資料」

○新ひだか町議会議長交際費支出基準及び公表に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、議長が新ひだか町議会を代表して行う、外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「議長交際費」という。）の支出基準及び公表に関し必要な事項を定めることにより、議長交際費の適正かつ公正な執行と透明化に資することを目的とする。

(責務)

第2条 議長交際費の支出に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限の額となるよう努めなければならない。

(種別及び支出基準)

第3条 議長交際費は、次に掲げる種別及び支出基準に応じ、支出できるものとする。

- (1) 慶祝 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- (2)弔慰 町政関係者、町議会関係者等の葬儀等における香典、供花等に係る経費
- (3) 会費 会費を必要とする会合等への参加に係る経費
- (4) 賛助金 趣旨に賛同できる行事等の開催に係る経費
- (5) 謝意 行政視察等、交際上支出する必要があると議長が認める経費
- (6) 議会運営費 議会運営上、議長が特に必要と認める経費

2 議長交際費の支出対象者等及び支出基準額は、別表に定めるとおりとする。

(公表)

第4条 議長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる種別
- (2) 支出年月日
- (3) 件名等
- (4) 支出金額

2 公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに新ひだか町議会ホームページに掲載するとともに、議会事務局において閲覧に供するものとする。

(雑則)

第5条 この基準に定めるもののほか、議長交際費の支出基準及び公表に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に支出する議長交際費について適用する。

別表(第3条関係)

備考 支出基準額については、地域の習慣等特別な理由により、上記で定める金額により難い事情がある場合には、社会通念上妥当な範囲内で金額を調整できるものとする。

種 別	支出対象者等		支出基準額
慶 祝	金額の明示があるもの		相当額
	金額の明示が無いもの		10,000円以内
弔 慰	町議会議員（現職）	本 人	香典 10,000円 供花 10,000円相当
	町議会議員（元・前）	本 人	香典 10,000円 供花 10,000円相当
	その他議長が必要と認めたもの		香典 10,000円以内 (供花 10,000円相当)
	金額の明示があるもの		相当額
会 費	金額の明示が無いもの		10,000円以内
			懇談会等は、原則として一人当たり5,000円以内
賛助金	趣旨に賛同できる行事等に対するもの	協賛金	10,000円以内
		景品等	5,000円以内
謝 意	行政視察等、交際上支出する必要があると議長が認める経費		10,000円以内
議会運営費	議会運営上、議長が特に必要と認める経費		相当額

別表(第3条関係)

備考 支出基準額については、地域の習慣等特別な理由により、上記で定める金額により難い事情がある場合には、社会通念上妥当な範囲内で金額を調整できるものとする。